

令和2年度第11回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年2月10日(水) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	木原 緑
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

(2) 欠席委員 1名

村田 和久

4. 委員会に附した議案

議案第 36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 38号 農用地利用集積計画(所有権の移転)の決定について

5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美 中井 優介

議長 定刻となりましたので、ただ今より第 11 回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を 3 番の辻委員、4 番の大村委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 1 ページ目をご覧ください。議案第 36 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 3 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回、1 件の申請が出されております。申請人は以下のとおりで、対象となる土地 2 筆です。1 筆目は大字内浦 533 番、地目が田、地積が 1,625 m²、用途区分は第 2 種農地です。2 筆目は大字内浦 534 番、地目が田、地積が 772 m²、用途区分は第 2 種農地です。転用目的は畑への農地改良となっております。

2 ページと 3 ページに位置図を載せておりまして、場所は現在ワイナリーが建設されている場所のすぐ前になります。今回の農地改良の計画図は 4 ページのとおり、現在 2 枚に分かれている土地に盛土をして畑へ改良するもので、農地改良後は全体にオリーブを植える計画となっております。なお、3 ページに載せております現地写真のとおり、現場には既に土が搬入されている状態となっております。これにつきましては、申請人が農地改良にあたって転用申請が必要だということを知らなかったとのことで、隣接農地の所有者や地元集落の方には事前説明をした上で着工してしまったということでした。現在は転用の許可がおりるまで工事を止めるようにと指導しております。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 1 枚目をご覧ください。まず 1. 立地基準の農地区分、こちらに関しては第 2 種農地とさせていただきます。続いて 2. 一般基準の 1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び残高証明から特に問題はないとしておりますので○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性、こちらについては事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちらに関しては雨水を隣接の川に流すことが確認できていますので、問題はありません。

説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 36 号について説明をしましたが、当該委員さん何かご意見がございましたら。

石川委員 近隣の方には事前に説明をしたと聞いている。今回の上の畑もオリーブ畑にすると聞いている。

事務局 上の畑については、実施する場合は数か月後に申請があがってくることになる。

石川委員 その他は特にありません。

議長 それでは他の委員の方、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 5 ページをお開きください。議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 3 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、対象地は 2 筆です。1 筆目は東山田 1 丁目 258 番 4、地目が田、地積が 485 m²、区分が第一種低層住居専用地域です。2 筆目は東山田 1 丁目 271 番 6、地目が田、地積が 19 m²、区分が第一種低層住居専用地域です。権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅の建設です。申請地の位置図を 6 ページにのせておりまして、山田小学校裏手の場所になります。計画図を 9 ページ以降に載せておりまして、平屋が建設される予定です。上水道と下水道については正面道路に管が来ているのでそちらに接続予定で、雨水に関しては正面道路の側溝に流す計画となっています。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 枚目をご覧ください。まず 1. 立地基準の農地区分、こちらに関しては用途地域内の農地のため第 3 種農地とさせていただいております。続いて 2. 一般基準の 1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらは提出された資金計画書及び融資証明から特に問題はないとしておりますので○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについても登記簿を確認したうえで譲渡人の土地であることを確認しておりますので問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについては許可後すぐに着工することが確認できておりますので○としております。6 転用計画面積の妥当性、こちらについては事業計画書を確認したうえで土地全体を有効活用することが確認できておりますので○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちらに関しては、水利承諾の条件として、事前に隣接農地の耕作者と今回の申請者の間で、農作業時の粉塵や騒音に関して同意書を結んでおりますので、問題なしとしております。

説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 37 号について説明をしましたが、当該委員さん何かご意見がございましたら。

田中委員 隣接農地の耕作者とは、地元水利組合長と申請者等を交えて同意が取れているので問題ない。

議長 それでは他の委員の方、何かご質問・ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 38 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案の 13 ページをご覧ください。議案第 38 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 3 年 2 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちらに関しましては中間管理機構を通した農用地の売買事業を利用した所有権の移転となっております。今回 1 件の売り渡しの申請が上がっておりまして、所有者から機構への売買の申請です。早ければ 4 月の農業委員会の議題で今度は機構から買い手への議案をあげさせていただく予定となっております。場所につきましては 14 ページに図面を載せておりまして、糠塚公民館から入ってすぐの場所になります。説明については以上です。

議長 議案第 38 号について、何かご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 38 号についてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員という事で。それでは続きましてその他の項に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○第2回市町村農業委員会事務局長会議
2月15日（月）開催で案内していたが延期。

○令和3年度農業めぐりツアー
例年4月に開催しているが中止。

2. 次回の日程について

日 時 3月 9～11日のいずれか9：30から
場 所 岡垣町役場 301会議室
※日付が決定次第連絡する

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
